

【資料Ⅰ】

小松島市立学校再編準備会議設置要綱

(設置)

第1条 小松島市立学校再編実施計画に基づき、再編される小学校の開校準備を円滑に進め、これからの学校づくりについて協議するため、小松島市立学校再編準備会議(以下「準備会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) これからの学校のあり方に関すること。
- (2) 再編する学校の開校準備に関すること。
- (3) その他開校に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から、教育長が委嘱する。

- (1) 小学校に在籍する児童の保護者を代表する者
- (2) 学校の教職員を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他教育長が特に必要と認める者

(定数及び任期)

第4条 委員の定数は、25名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、準備会議の設置の目的を達した日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 準備会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、準備会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、教育委員会は必要に応じて会議の招集を会長に請求することができる。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、小松島市行政情報公開条例(平成12年小松島市条例第47号)第17条に基づき、当該会議で非公開を決定したときはこの限りではない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(専門部会)

第8条 準備会議は、第2条に規定する所掌事務の推進のため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、準備会議の指示により、所掌事務に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を準備会議へ報告するものとする。

3 専門部会の構成員は、準備会議において定める。

4 専門部会には部長を置き、専門部員の互選により定める。

5 部長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

6 専門部会の会議は部長が招集する。ただし、第1回目の会議は会長が招集する。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は専門部会の部長は、必要があると認められるときは、関係者を会議に出席させ、説明や助言を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 準備会議及び専門部会の庶務は、教育政策課学校再編推進室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。